

# 自由貿易地帯構想とイギリス

## —ヨーロッパ共同市場構想への「対抗提案」

### 決定過程, 1956年(4)

益 田 実

#### 目次

序章 「対抗提案」—“Counter Initiative” —の起源

第1章 クラーク作業部会の作業開始まで：56年1月～2月  
(以上, 法経済論叢第21巻2号掲載。)

第2章 クラーク作業部会報告の完成まで：56年3月～4月  
(以上, 法経済論叢第22巻2号掲載。)

第3章 自由貿易地帯構想—“Plan G” —の誕生：56年5月～7月  
(以上, 法経済論叢第23巻2号掲載。)

第4章 閣僚レベルでの合意形成への過程：56年8月～9月  
(以上, 本号掲載。)

第5章 自由貿易地帯構想の発表と反応：56年10月～11月

結章 FTA交渉の開始に向けて

#### 1

7月末に提出されたマクミランとソーニクロフトによる Plan G の採用を提言する閣議覚書は、閣議での議論に先立ち、8月1日まず経済政策委員会 (EPC) の場において議論された。

EPC に対してマクミランは「将来の通商政策」と題する覚書も別途提出していた。その中でマクミランは、オーストラリアとの小麦貿易問題<sup>(1)</sup>を中心とした対コモンウェルス通商問題、ヨーロッパ共同市場問

題、国内農業への長期的な所得保障問題<sup>(2)</sup>の三つの相互に関連した問題について近い将来に包括的な政策決定が求められると指摘していた。その上で彼は、今後の検討日程として、対ヨーロッパ通商問題については9月末ワシントンで世界銀行総会後に開催予定のコモンウェルス蔵相会議で何らかの説明をする、オーストラリアとの通商交渉もそれまでに再開する、そのためには少なくとも9月第1週にはEPCでの詳細な検討が必要であり、8月中には官僚による経済運営委員会（ESC）で各省庁の見解をまとめた追加報告を作成する必要があると主張していた<sup>(3)</sup>。

EPCではまず、マクミラン提案の上記日程は特に異論もなく承認された。ついで先に提出されたEI作業部会作成報告書を骨子とする二つの閣議覚書（CP（56）191および192。第3章第9節参照）について全般的議論がなされた。まず発言したのはソーニクロフトで、彼は農業分野を除外するOEEC諸国による自由貿易地帯というPlan Gの概略を説明するとともに、大陸の通商ブロック形成の動きは（フランスの非協力的姿勢のために失敗するかもしれないが）「強固な政治的感情的支持」を得ている、他方、オーストラリアに代表される帝国特惠修正を求める動きも強まりつつある、ヨーロッパでの通商上の主導権と帝国特惠の双方を喪失することを回避するには、イギリスは今イニシアチブを示さなくてはならないと力説した<sup>(4)</sup>。

引き続き議論の中で閣僚達は、ソーニクロフトの求めるイニシアチブの一般的な必要性は支持したが同時にいくつかの問題点も指摘した。すなわち、農業分野を除外する自由貿易地帯に参加したとしても、事後に農業分野の包含の圧力が生じることは必至ではないか？ そのような圧力に抵抗しながら同時に国内農業を保護し、さらにコモンウェルス諸国からの対イギリス農産物輸出、特に小麦と肉類の輸出増大の機会も提供する余地はないのではないか？ イギリス国内産業界への影響の慎重な検討が必要ではないか？ といったものである<sup>(5)</sup>。

これらの疑問に対しては、自由貿易地帯形成によるヨーロッパ市場の拡大と成長そのものがコモンウェルス産原材料への需要増大の効果を持つのではないかと、西ヨーロッパ諸国との競争に打ち勝つことはイギリス産業の長期的な将来のためにはいずれ不可避ではないかと、といった反論がなされた。また現在ヨーロッパの進路は不明瞭であり、イギリスによる決定的なイニシアチブの提示は大きな政治的影響力増大を期待できるのではないかと、そして、自由貿易地帯形成の持つ政治的な意義を強調すれば、自由貿易地帯参加への予想される反発 — 帝国特惠の信奉者、労組、特定産業などからの — に対抗できるのではないかとといった指摘もなされた<sup>(6)</sup>。

結局、8月の夏期議会休会を控えていることもあり、この時点では問題点を掘り下げる本格的議論はおこなわれず、マクミランの提案により、自由貿易地帯構想へのコモンウェルス、合衆国、ヨーロッパ諸国の反応がいかなるものとなるか、EI作業部会中間報告を送付して各国駐在高等弁務官もしくは大使による評価を求めること、8月末にはESCで官僚レベルの検討をおこない、9月第1週に追加報告の検討をすることのみを決定した。ただしマクミランは、自由貿易地帯形成は容易ではないが、「我が国の経済的地位、政治的地位を長期的に維持する手段としてはそれにかわる選択肢は存在しない」と付け加えることも忘れず、彼とソーニクロフトの選好がPlan Gの採用にあることを明らかにしていた<sup>(7)</sup>。

翌日開催された閣議でこの決定は追認され、CP (56) 191 および 192 については、当面閣議での議論は延期する、その間、意見のある閣僚は蔵相と商相に各自見解を送付するものとするだけ決定された<sup>(8)</sup>。さらに8月9日には首相と主要閣僚による通商政策についての臨時閣僚会議においても、9月末のコモンウェルス蔵相会議でPlan Gについて説明することができるように9月初めに閣議での検討を再開することが再確認された<sup>(9)</sup>。

## 2

閣僚の中で最初に意見書を提出し、Plan G への反対意見を開陳したのは、マクミランの前に蔵相を務め、55 年中メッシナ提案に対して消極的な姿勢を示していた国璽尚書バトラーであった。

8 月 9 日バトラーはマクミラン宛に「連合王国の通商政策」と題する長文の覚書を送付し、同時に、イーデン、ソーニクロフト、ヒューム、ヒースコート=エイモリ、植民相レノックス=ボイド (Alan Lennox-Boyd, the Colonial Secretary) にも同報した<sup>(10)</sup>。

バトラーは、Plan G にともない予想される問題として、完全雇用政策への影響、国内農業保護への影響、ポンドの国際通貨としての地位への影響、なし崩し的な大陸との政治的統合の進展の危険、コモンウェルス諸国との連帯を弱める危険の五つの点を指摘していた。

完全雇用については、イギリス産業界への保護の喪失は特にドイツとの競争を激化させ、完全雇用政策に打撃を与えるのではないかと、そしてそれは国内政治上の好ましくない影響、すなわち保守党への支持の減少をもたらすのではないかと、というのが彼の懸念であった<sup>(11)</sup>。

国内農業についてバトラーが危惧したのは、コモンウェルスの一部へのヨーロッパに対して工業製品特惠マージンの減少への補償をするために、あるいはヨーロッパの農業輸出国から Plan G への支持を得るために、国内農業への保護が縮小されることによる保守党への支持の減少の可能性であった。当時政府は農業法改正による農民への長期的な所得補償政策見直しのための交渉をおこなっていたが、バトラーの見解では次回総選挙の勝敗は「農業選挙区に依存」しており、Plan G の公表は「破滅的」な政治的結果となると考えられたのである<sup>(12)</sup>。

ポンドへの影響についての懸念というのはすなわち、49 年秋以降アトリー労働党政権下でイギリス政府に正式に採用され、引き続くチャーチ

ル政権以降も、戦後保守党政権の基本的対外経済政策の基盤となっていた、そしてバトラー個人も蔵相在任中に深くコミットしていた、“one world philosophy”（とバトラーはこの文書で表現していた）への悪影響であった。“one world”政策は、IMG=GATT体制に基礎をおく単一の国際貿易・決済システムの中で、イギリスを中心とするポンド決済圏であるスターリング地域の結束を維持したまま、ポンドの対ドル交換性を回復し、国際通貨としての強いポンドの地位を構築することを目指す政策であり、Plan Gによる大陸諸国との特惠的基盤での通商関係の強化は、長期的には世界を複数の貿易ブロックへと分裂させ、この政策を阻害するのではないかとバトラーは懸念したのである<sup>(13)</sup>。同様の懸念は相前後してイングランド銀行総裁からもマクミランのもとに寄せられていた<sup>(14)</sup>。

過度の統合進展への懸念は、いわゆる「滑りやすい下り坂」（“slippery slope”）論<sup>(15)</sup>とすべきものであり、メッシナ構想は直接には共同市場形成という経済統合のイニシアチブであるが、その基本的動機は政治的なものであり、究極の目標は超国家主権的な政治統合であるという認識に基づき、Plan Gにより共同市場と関わることによりイギリスがそのような過度の統合に巻き込まれる危険があるのではないかという主張であった<sup>(16)</sup>。これはその具体的可能性というよりも、理念としての連邦主義的統合への嫌悪感に基づくものというべきであり、コモンウェルスの盟主であり、アメリカとの特別な関係を保有し、大西洋同盟の中心に位置すると自認するイギリスの「世界的大国」たる地位への自尊心に由来するものであった。そのような自尊心はPlan Gの提唱者たるソーニクロフトやマクミランにおいても変わるところはなかったのであるが、彼らは大陸の統合運動を自らの指導下に制御できると（楽観的に）考え、またそうしなくては長期的なイギリスの大国たる地位の維持は困難になるという（悲観的な）見方をとったのに対し、バトラーは、統合

への圧力は、特にヨーロッパの政治的統合を強く支持するアメリカなど外部からの影響を受けた際に抵抗不可能にまで高まる危険があると（悲観的に）考え、無用なリスクを犯すことなくともイギリスの大国たる地位には影響しないと（楽観的に）考えたのである。

そのような長期的なイギリスの地位への楽観視は、帝国特惠への信頼にもあらわされ、帝国特惠は崩壊しつつあり、新たな通商政策によるその代替が必要であるというソーニクロフトらの議論に対してもバトラーは疑問を呈し、多くのコモンウェルス諸国が嫌悪するであろう Plan G の採用はむしろコモンウェルスの政治的結束を弱め、そしてイギリスの世界的地位にも悪影響があるのではないかと現状維持を提言していた<sup>(17)</sup>。

最後にバトラーはこれも 55 年に蔵相として彼がメッシナ提案に最初に接した際以来抱いていた、そもそも共同市場は形成される可能性が高いのかどうか疑問であるという懐疑的見方を示し、スパークやバイアンのような人物が政治的に大きくコミットしていることがメッシナの成功を保証するものではない、フランスの対応は怪しいものだし、エアハルトの反応からいってもドイツが真剣にコミットしているかは疑わしいと述べ、そのような不安定な推測に基づき、Plan G のような、いったん提示したらヨーロッパ側からの批判を受けることなくしてイギリス自ら取り下げることのできない構想にコミットする、彼の表現で言えば、「ルビコン河を渡り我が国の利害をヨーロッパに集中させコモンウェルスとの紐帯を弱体化させる傾向のあるこの新たな政策分野に踏む込む」前に、「極めて慎重な考慮をおこなう必要がある」と述べていた<sup>(18)</sup>。

首相イーデンがこの問題に積極的関心を示していない状況で、バトラーという最重要閣僚からの直接かつ詳細な Plan G への反対論の提示は、マクミランに危機感を持たせたようであり、彼は閣僚間の支持拡大のための個人的な働きかけをおこなった。8月12日には、7月段階で

は閣内でも最も強硬な反対論者であった教育相エックルズに対して、EPCにおいて、Plan Gは単なる経済面のイニシアチブを示すにとどまらず、国内外に与える「劇的」な政治的アピールとしてのメリットもあることを強調する文書の作成・提出を依頼する書簡を送り、その支持をとりつけることに成功していた<sup>(19)</sup>。

一方、バトラー覚書への直接の反論はソーニクロフトによってなされた。8月23日彼はバトラーに書簡を送り（首相その他主要閣僚にも同報）、指摘された問題点に逐次反論した。

まず完全雇用については、その維持のためには需要水準の維持が必要であるが、そのためには主要な競争国であるドイツとの政策協調が求められ、Plan Gはその機会を提供する、さらに、完全雇用にはイギリス産業側の柔軟性も必要であるが、大陸市場での競争機会の増加はむしろこの点での改善要因となる、そして、個別産業について見ると過去10年間にイギリス国内で起きた産業と雇用の分布推移は十分大きなものであり、Plan Gによるヨーロッパ向け関税の漸減が比較して特に過大な変動をもたらすとは考えられない、関税操作による個別産業の保護は困難にはなるが、それは競争相手となるヨーロッパ諸国においても同様である、と反論された。農業については、Plan Gの採否に関わらずヨーロッパにおける農業貿易拡大の圧力は存在するし、Plan Gの提示により新たに国内政治上困難な農業開放へのコミットメントを受け入れる必要はない、それに他のヨーロッパ諸国も一定の保護は必要としているので理解は得られる、と指摘された。ポンドの国際的地位については、対ヨーロッパ貿易の増大はむしろポンドの決済通貨としての利用拡大をもたらすはずであるし、自由貿易地帯の形成はヨーロッパとの間の関税数量規制の廃止を意味するのであっても貿易規制の増大ではない、またイギリスとヨーロッパ全体の国際競争力を増大させることにより世界規模での貿易自由化をむしろ促進させる効果があり、“one world”政策に対立するも

のではない、とされた。社会政策の調和や超国家主権的統合への圧力については、確かにそうした圧力は増大するであろうが、Plan Gは「先験的に」そのような統合の進展を受け入れるものではないとされた。コモンウェルスとの関係については、ヨーロッパの安定やドイツの台頭抑制はコモンウェルスにとっても利益であり、イギリスはそのためにもリーダーシップを発揮すべきであるとされた。共同市場成功の可能性については、イギリスによる積極的な支援によりむしろ成功の可能性は高まる、Plan Gがない場合にありうるのは部分的な共同市場の形成という中途半端で混乱した状況である、イギリス抜きでの共同市場の失敗も成功もどちらもイギリスにとっては望ましくないとされていた<sup>(20)</sup>。

8月23日にはマクミランの依頼に応えたエックルズの覚書がEPCに提出された。その内容は、世界規模での高度な技術に依存した産業競争の激化の中でイギリスが単独で達成できることは限られており、大陸諸国に対してリーダーシップを発揮し、リソースを共有することなくして一流国としての地位は維持できないし、そうしなければ西ヨーロッパはドイツかソ連に支配される危険がある、「イギリスの対外影響力の再生のための行動としてPlan Gを採用しなくてはならない」として、Plan Gの長期的な政治的効果を重視することを求めるものであった。農業については、西ヨーロッパ諸国はむしろ農業の除外に安堵するであろうし、イギリスが西ヨーロッパにおいてリーダーシップを発揮するという政治的利益のためであれば、コモンウェルス諸国も多少の犠牲は受け入れるはずであり、国内農業に不利益な譲歩を求められる危険はないと述べられていた。そしてイギリス産業への打撃については、関税によって例えば自動車産業を永遠に守ることはできないのであり、むしろできるだけ早く大陸との競争にさらされる方が望ましいとされていた<sup>(21)</sup>。

## 3

8月1日のEPC決定を受け、8月22日を回答期限として、OEEC諸国、合衆国、コモンウェルス諸国駐在のイギリス大使・高等弁務官に対して、Plan Gに対する各駐在国の予想される反応を問い合わせる書簡が8月3日付で発送された<sup>(22)</sup>。

この問い合わせへの回答は8月中旬にはほぼ出そろった。まず、OEEC駐在イギリス代表エリス＝リースからは、Plan GはOEECを強化し、6カ国による差別的通商ブロック形成を防止する効果が期待され、OEEC諸国の大半はPlan Gを歓迎するであろうとの楽観的な観測が届いた<sup>(23)</sup>。個々のOEEC諸国駐在大使達からの回答も、オランダ、イタリア、デンマークといった農業輸出国については、農業の除外について不満が示されるであろうとの指摘がなされていたが、全体としては、フランスを除くメッシナ諸国についても、それ以外の国々についても、自由貿易地帯形成により、イギリスを含むOEEC諸国が、共同市場と制度的協力関係を構築することの政治的意義が評価され、個別の通商上の利害を超えた支持が獲得できるだろうという回答が得られていた<sup>(24)</sup>。

ただ、イギリス政府として特にその反応を重視していたフランスについては、駐フランス大使ジェップにより賛否両論の反応が想定されていた。政治的には、Plan Gはドイツの西側への拘束を強めるものとして支持される可能性もあるが、同時に共同市場にかわる代替選択肢としてとらえられ、共同市場への支持を弱めるものとして反発を受ける可能性もあるとジェップは指摘していた。また経済的側面についても、フランス国内の共同市場支持者達は、フランス経済が共同市場による競争激化に対応したものではないことを認め、特別の配慮を他の5カ国に要求しているが、Plan Gは、フランス産業界をさらに過酷な経済競争にさらすものとして反発を受けるかもしれないとジェップは述べていた。農業の

除外については、イギリス農業市場への参入拡大を求める勢力からは批判を受けるであろうが、同時にフランス国内の農業保護派からは、むしろ歓迎されるかもしれないと指摘されていた。いずれにしても、フランスの反応は単純に好意的なものとなるとは全く想定されておらず、ジェップは、自由貿易地帯へのフランスの参加を確保するためには、フランス以外の11カ国が結束して、共同で「ピストルをつきつける」必要すらあるかもしれないと述べていた<sup>(25)</sup>。

コモンウェルス諸国の中でも、その予想される反応が特に重要であったのは、当時通商交渉が進行中であったオーストラリアであるが、キャンベラの高等弁務官からは、オーストラリア政府からはPlan Gに対して消極的賛成しか期待できないであろうという回答が寄せられた。農業を除外することにより実際にはオーストラリアにとってほとんど不利益は生じないのだが、現状での小規模な対イギリス工業製品輸出への打撃ですら批判される可能性があり、短期的にはポンドへの信頼は揺るがないであろうが、Plan Gの政治的な意図が長期的なヨーロッパへの接近強化と解釈されれば、コモンウェルスの連帯への信頼が揺らぐ可能性があるとして高等弁務官は指摘していた<sup>(26)</sup>。

また駐米大使メイキンズ (Sir Roger Makins) から寄せられた合衆国政府の予想される反応についての回答も、EI作業部会中間報告の想定を楽観的すぎると指摘し、アメリカ政府からは「積極的支持」も、「積極的反発」も示されないであろうとするものであった。メイキンズはまず、Plan Gによるヨーロッパ域外からの工業製品輸出への恒常的差別状態の形成は、第一に合衆国を対象としたものになるはずであり、アメリカ産業界の大半はその点に不満を抱くであろうと述べていた。その上で彼は、国務省はヨーロッパ統合の進展に寄与するものとしてある程度の支持は示すだろうが、アメリカ政府全体から見て、Plan Gにはその差別的性質を上回るほどの政治的魅惑はなく、共同市場に対するような強固な

支持は得られないであろうとし、最悪の場合、帝国特惠・国内農業保護・対米貿易差別の全てを維持しようとする計画であると解釈される危険もあると指摘していた。ただし彼も、農業を除く自由貿易地帯形成がイギリスとして可能な対ヨーロッパ経済協力の限界であることを強調すれば、アメリカ政府の理解は得られるかもしれないと述べ、イギリス政府として特に必要と考えるなら Plan G の追求は可能であろうと述べていた。またメイキンズは、56 年は大統領選挙の年であり、11 月までアイゼンハワー政権が真剣な検討はおこなわないものとするべきであるとも指摘していた<sup>(27)</sup>。

## 4

EI 作業部会中間報告を補完するものとして EPC により作成が求められた追加報告は、8 月 3 日以降、EI 作業部会の構成を若干拡大する形で改組して ESC の下に設けられた「ヨーロッパとのより緊密な経済的協力関係についての小委員会」(ESC Sub-Committee on Closer Economic Association with Europe) (ES (EI) 小委員会) により検討されていた。第一回会合ではさらなる検討課題として、以下のような点が指摘された。まず、農業の Plan G からの除外は、関係諸国の反応次第で修正を迫られる可能性もあり、農業分野でヨーロッパにおいていかなる通商面での協力が可能かを検討すべきであるとされた。また EPC ではコモンウェルス農産物の対英輸出拡大のための方策検討も求められており、この点も Plan G についての追加報告とは別途、検討報告すべきであるとされた。その上で、Plan G そのものについては、閣僚の一部から示された危惧を払拭するために、完全な政治的統合に至ることを目指すものではないことを強調する必要があると確認され、さらに日程の問題について、閣僚達が原則的に Plan G に同意するならば、コモンウェルス諸国と

の協議を開始し、秋には議会で構想を正式に公表し、次いでイギリス産業界と協議をする、その後年末に完成予定の OEEC 第 17 作業部会（第 3 章第 7 節参照）による共同市場と OEEC 諸国の協力関係のあり方についての報告の検討とからめる形で OEEC に詳細案を提示する、という手順とすべきであろうとされた<sup>(28)</sup>。

追加報告書で特に強調すべきとされた Plan G とヨーロッパ統合運動の関係については、外務省により分析がおこなわれた。8 月半ばに ES (EI) 小委員会のために作成された外務省西欧局覚書は、当面は Plan G により急速に過度な政治的経済的な統合へと至る危険はないが長期的にはそういう傾向が生じることは否定できず、大西洋同盟とコモンウェルスの双方での中軸的地位というイギリス外交の基本路線を維持するためには、Plan G と並行してコモンウェルス諸国への経済的な補償をおこなうとともに、合衆国に対しては政治的協力の増大によって対応すべきであると指摘されていた<sup>(29)</sup>。より具体的には、Plan G による経済的なヨーロッパへの接近を補完するために、アメリカの参加する機構である NATO の持つ大西洋横断的な協力機関としての機能を政治的方面にも拡大するべきであるという提案であり、これは、56 年前半、Plan G 形成過程と並行して進行していた大西洋官僚委員会 (AOC) での検討で示されていた外務省の主張と同じものであった<sup>(30)</sup>。Plan G の持つ差別的性質をアメリカ政府に受け入れさせ、イギリスを他のヨーロッパ諸国と区別するアメリカとの特別な関係を維持するには、ポンド交換性回復やドル製品輸入自由化の促進といった経済面での保証だけでは不十分であるというのが、外務省の考えであった<sup>(31)</sup>。

ES (EI) 小委員会による追加報告書は 8 月 31 日付で ESC に提出され、9 月 3 日 ESC 内の臨時委員会 (GEN. 549) での議論を経て細部を修正された後、EPC に提出された。追加報告書は、Plan G の政策的側面についての追加的検討と関係各国駐在大使・高等弁務官からの回答について

の検討を主な内容とし、五つの課題に分けて検討と提言をおこなっていた。

第一に検討されていたのは、「産業保護喪失のイギリス経済への影響」であり、全体的には、市場規模の拡大による輸出機会の拡大、それともなうヨーロッパ域外との競争力向上という利益に対して、競争増大による特定の国内産業への打撃という不利益があげられていたが、具体的な影響は個々の業界の柔軟性に依存するものであり、予測困難であるとされていた。市場規模の拡大については、51-55年にOEEC諸国が32%の工業生産成長を遂げたのに対してイギリスのそれは17%でしかなかった点が指摘され、ドイツに牽引される大陸市場の高い成長率が、2億5千万人の人口という物理的な規模の拡大に加えて自由貿易地帯形成の大きな魅力とされていた。バトラーが懸念した完全雇用については、追加報告書は、自由貿易地帯形成により直接影響を受けるのは労働人口の3分の1程度であろうと推定し、特に大きな打撃が予想される産業として一部の機械・化学産業をあげていたが、大半の産業については予想は困難であり、いずれにしても市場拡大により経済成長が持続する限りは産業と雇用の調整は大きな問題とはならないであろうと述べていた<sup>(32)</sup>。

農業分野への影響も報告書の第一部で言及され、Plan Gとは別にヨーロッパに対して長期的な農業面での譲歩を提示するという可能性については、コモンウェルス諸国と国内農業に配慮する限り、対応の余地はほとんどないとされていた。当面、OEECでの農業貿易拡大のための議論についてイギリス政府は今後も支持を継続すると一般的な形で表明するしかないであろうが、あくまでも具体的対応が要求された場合は、イギリス政府として国内農業生産を過剰に刺激するつもりはないとまでは表明してもよいのではないかというのが、小委員会の提言であった<sup>(33)</sup>。

第二に検討されていたのが、「Plan Gのポンドへの影響と戦後の対外

経済政策の基本路線との両立可能性」であり、まずイギリスが抱える問題として、イギリスの対 OEEC 貿易は貿易全体の 25% でしかないがメキシコ諸国の場合は 75% を占めていること、帝国特惠の存在、ポンドの国際通貨としての性格、イギリスの対外債務の大部分がポンド建てであること（世界の全ポンド保有は 41 億ポンド、植民地は 13 億ポンド、自治領諸国は 12 億ポンド、OEEC 諸国は 2 億 8 千万ポンド、国際機関が 4 億 7 千万ポンド、その他 8 億 5 千万ポンドという内訳であるが、イギリスの金ドル備蓄は 8 億 5 千 400 万ポンドでしかない）といった特殊要因が指摘されていた。そのような条件下での戦後イギリス対外経済政策の主要目的は、世界規模での最大限の貿易・金融の自由化、ポンドの強化と交換性回復、帝国特惠の維持、IMF=GATT 体制の遵守であり、政治的には、ヨーロッパにおける超国家主権的統合への参加の回避、コモンウェルスとの紐帯の強化、対米政治・軍事同盟に不利益をもたらさないような経済政策の調整が要請され、ドル地域と非ドル地域との経済的分裂を回避することが重要な目標であるとされていた。その上で、追加報告書は、Plan G は地域的閉鎖的通商ブロックの構築を目指すものではなく、既存のポンドを強化するという政策の継続であり逆転ではない、Plan G によりイギリス経済の成長がもたらされれば、ポンドの地位は強化され、交換性回復は妨げられないし、“one world” 政策の下での対ドル地域貿易差別の除去、世界規模の貿易自由化政策へのコミットメントは継続できる、と述べていた<sup>(34)</sup>。

第三に検討されたのは、「Plan G によりさらなるヨーロッパとの経済的政治的統合へと追いやられるか否か」という問題であり、組織面では自由貿易地帯運営のためには超国家主権的組織は必要ないが、イギリスの自由貿易地帯参加によりヨーロッパ諸国からはイギリスのリーダーシップの下でのヨーロッパ統合の推進を求める傾向が強まるだろうし、アメリカからの統合参加への圧力増大も予想されると報告書は認めてい

た。しかし、ヨーロッパ諸国もコモンウェルスとの紐帯を喪失することによるイギリスの国際的地位の低下には利益を見いださないとはいえず、他のヨーロッパ諸国と同列の地位に甘んじることによりアメリカにとっての同盟国イギリスの重要性の認識の低下を招いてはならないと報告書は指摘し、統合への圧力をかわすためのヨーロッパ、アメリカ双方に向けての具体的な対応を提案していた。ヨーロッパに対しては、産業コスト平等化のための社会政策の調整要求がフランスから出た場合は、少なくとも形式的な対応でフランスの体面を満足させる一方で、OEECを通じて各種ヨーロッパ機関の議会的機構を統合整理するという提案を提示することにより大陸諸国を満足させる、アメリカに対しては、基本的にはイギリスが自由貿易地帯参加により経済力を強化し、ドイツとの競争に対抗することが、アメリカにとっての同盟国としてのイギリスの価値を高める最良の方法であるが、より具体的にはNATO理事会での政治問題の協議の拡大などによっても英米協力の拡大は可能であるというのが報告書の提案であった<sup>(35)</sup>。

第四に検討されたのが、「コモンウェルス、ヨーロッパ、合衆国政府の予想される反応」であり、すでに触れた8月初めの問い合わせ回答を要約したものであった。まずコモンウェルス諸国については、スターリング地域内諸国に関しては、オーストラリアについては小麦輸出、ニュージーランドについては肉輸出について、可能な範囲での一定の補償的措置が求められるであろうがそれは対応可能であり、その他諸国には基本的に通商上の大きな不利益は生じず問題も生じないであろうと指摘されていた。対照的にスターリング地域に属さないカナダについては、報告書は強い批判が予想され、北米ドル地域からの輸入への差別的數量規制の撤廃が代償として要求されるであろうと述べていた。ヨーロッパ諸国について、メキシコ諸国ではドイツ、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク、イタリアはイギリスのヨーロッパ接近に満足し、農業の除外など

の留保を最終的に受容するであろうとされ、フランスは共同市場にも自由貿易地帯にも進んで参加はしないであろうが、必要ならばフランス抜きでも自由貿易地帯を形成するとして他国が結束すれば参加は拒めないであろうとされた。その他の OEEC 諸国については、スカンディナヴィア諸国も最終的には参加するであろうし、スイス、オーストリアも同様であろうとされた。農業の除外については、デンマーク、オランダ、イタリアについて問題が生じるであろうが、乗り越えがたい障害となることはないであろうとされ、報告書第一部にもあったように別個に農業問題についての交渉に協力する姿勢を示せば大きな譲歩なしですむであろうとされていた。アメリカの姿勢については、駐米大使からの報告そのままに、Plan G は中間報告で想定したほどの歓迎はされないが許容はされるであろうとされ、Plan G が、イギリスとして可能な唯一のヨーロッパ統合への貢献策であること、世界規模での貿易自由化に資するものであり、“two worlds” 構築を目指すものではないことを強調する必要があるとされていた<sup>(36)</sup>。

最後に検討されたのが、「採用の場合の今後の日程と提示方法」であり、対外的にはまずコモンウェルス蔵相会議で説明し、10月中コモンウェルスとの協議を進め、その後で最終的な閣議決定をおこなう、9月末以降 OEEC 第 17 作業部会で自由貿易地帯構想検討作業も開始されるが、これに積極的に参加できるように閣議決定を間に合わせるべきであるとされていた。さらに報告書は同時に合衆国政府との間で官僚レベルで試行的な協議を開始することが望ましいとしていた。国内的には、産業界・労組・農業団体とは非公式の協議をすすめ、11月初めまでには必要な情報を獲得し、その時点で Plan G 採否の最終決定をおこなうべきであるとされていた<sup>(37)</sup>。

## 5

9月3日のESC臨時委員会会合において追加報告書は了承され、ESC委員長名による、検討の際に重視すべき点をまとめた覚書を添付してEPCに提出された。ESCが閣僚に対してまず注意を喚起したのは、Plan Gが長期的なコミットメントであるという点であったが、より短期的かつ具体的注意点としては以下の点が指摘されていた。すなわち、コモンウェルスの反応（わずかな特恵の喪失もすでに不安定になりつつある帝国特恵を危険にさらすかもしれない）、対ドル地域向け貿易障壁削減の継続の必要性（カナダと合衆国は“one world”政策へのコミットメントに疑念をいだくかもしれない）、ポンド債務保有国に対するポンドへのコミットメントの明示、野党も含めた国内団体との十分な事前協議の必要性（産業への保護喪失は、経済的というよりも特定の分野・地域での政治的問題となる可能性がある）などである。農業に関しては、8月1日のEPCでの議論では、Plan Gとともにオーストラリア通商交渉、国内農業保護の問題を合わせて検討することが要請されていたが、ESCは、オーストラリアに関しては小麦輸入枠保証で合意形成は可能であるし、国内農業についても大幅な生産増大を保証しないのであれば問題は生じないであろうから、Plan Gの採否の決定の際に考慮する必要はないと勧告していた。ただし、今後Plan G交渉過程で農業面での譲歩への圧力が高まってオーストラリアには譲歩の余地がほとんどないことは理解しておく必要があるとも指摘されていた。Plan G採用の際の対外的な提示の方法については、フランスがいかなる反応を示すか、交渉成功の可能性がどの程度のものになるか次第で望ましい対応は変わってくると指摘されていた。フランスの妨害によりPlan Gが失敗する可能性を重視するならば、大規模なイニシアチブとして対外的に公表するよりもOECC作業部会での検討が進捗して自由貿易地帯成功の可能性が高

まってから政府としての姿勢を明示する方が望ましいのではないかというのが ESC の提言であった。閣僚達があくまでも明確なイギリス政府のイニシアチブとして公表することを望むならば、ESC もその選択肢を排除はしていなかったが、その場合には 11 月初めまでにおこなうべきであり、時間を節約するためにもコモンウェルス蔵相会議前にコモンウェルス諸国に対して Plan G の骨子を説明するべきであろうとされていた<sup>(38)</sup>。

こうして 9 月初めの時点で、官僚レベルでの Plan G についての 56 年初め以来の基本的検討作業はほぼ終了し、以後、閣僚レベルでの判断に自由貿易地帯構想の採否は委ねられることになったのであるが、最も議論になったのは、コモンウェルスとの関係および国内農業との関係（特に前者）であり、コモンウェルス関係相ヒュームからは Plan G への強い反対論が展開され、農水食料相ヒースコート＝エイモリからは国内農業保護の保証が改めて要請された。

9 月 3 日、ヒュームはマクミランおよび他の主要閣僚に書簡を送り、コモンウェルス諸国は現在のような農業製品や原材料だけでなく将来的には工業製品の対イギリス輸出増大を求めているし、長期的にはカナダ、オーストラリア、ニュージーランドやアジア・アフリカのコモンウェルス市場の輸出市場としての拡大の見込みは高いとして、Plan G によるヨーロッパ諸国に対しての工業製品分野での特惠マージンの削減ないし消滅は長期的な対コモンウェルス通商関係を損なうものであると強く抗議した。また彼は、スパークらの目的は政治統合にあり、Plan G はその圧力を増大させ、当面は農業除外で合意できてもその後、農業を含む自由貿易地帯形成への圧力が高まることが予想されるとも指摘し、少なくとも、第三国からのイギリス市場への肉類輸入への関税付加と果物などの輸入制限強化といった形でコモンウェルス諸国への農業貿易面での保障措置が与えられないのであれば、コモンウェルス諸国からの Plan G へ

の同意は得られないであろうし、彼としては Plan G の採用には反対せざるを得ないと主張した<sup>(39)</sup>。

同日、ヒースコート＝エイモリもバトラー以下主要閣僚に対して書簡を送っており、こちらは、国内農業は今後も生産効率の増大が予想されるので、農民に対して所得水準を保証するならば、生産水準の増加を許容せざるを得ないと指摘し、ヨーロッパおよびコモンウェルスからのイギリス市場への農産物輸入拡大は不可能であると指摘していた。コモンウェルスに向けた最大限可能な譲歩は、今後意図的に小麦増産をしない、肉類に対しての関税を増大するといった程度であり、それ以上の追加的農業譲歩はないという点が Plan G 採用の際の絶対的条件であると彼は主張していた<sup>(40)</sup>。

9月5日にEPCにおいて約1ヶ月ぶりに閣僚達により Plan G についての直接の議論がおこなわれた。会合ではまず、ソーニクロフトにより追加報告書の内容が説明され、ヒュームはコモンウェルスに対してどのような経済的代償が提供可能か判明するまでは判断を留保するという姿勢をとったが、他の閣僚達はコモンウェルス・保守党・労組に自由貿易地帯形成の長期的利益を納得させるのは困難であることは確認したが、Plan G 採用によりイギリスの経済的利益は促進され、それ以外に同様の可能性を持つ針路はないという点で合意した。この場で Plan G への反対論を説得するために新たに提示されたのは、コモンウェルスの求める経済発展を実現するための資本供給も、イギリス一国でおこなうのは困難であり、Plan G によるヨーロッパ経済の強化によってこそ、イギリスを通じてヨーロッパの資本をコモンウェルス開発のために投資することが可能になるという議論であった。個々の閣僚達からでは、外務担当相は自由貿易地帯参加によりさらなる統合へと引き込まれる危険があるがそのリスクは甘受されねばならないと指摘し、労働相は労組の同意を得るための努力が必要である点を指摘した。また農水相は国内農業の生産

水準の維持の約束が必要と指摘したが、彼らは全員、原則としての Plan G の採用は支持した。マクミランも合衆国とカナダの合意を得るためには対ドル地域貿易規制の削減が必要であり、一時的に外貨状況は困難を増すが、それでも Plan G が最善の針路であると主張した。結局、EPC はヒュームの留保を認めた上で、Plan G の採用が望ましいと合意し、蔵相と商相に正式な閣議提案を求めることとした。そしてコモンウェルス蔵相会議前の事前連絡を蔵相がおこなうことも承認し、コモンウェルスへの補償措置としての輸入肉への課税の可能性についても検討することを合意した<sup>(41)</sup>。

## 6

こうしてようやく Plan G の採否をめぐる正式な閣議での議論が本格的におこなわれることになったが、その閣議に対してもヒュームは9月7日付で覚書を提出し、Plan G のコモンウェルス蔵相会議での説明には反対しないが、コモンウェルス諸国には検討のための時間を充分に与えることを要請し、コモンウェルスへの補償がなされないのであれば、Plan G を採用すべきではないと主張した。コモンウェルス向けの具体的補償措置として彼が検討を要請していたのは、オーストラリアからの100万トンの小麦購入保証、非コモンウェルス諸国からの輸入肉類への15%の課税、コモンウェルス果実生産者へのイギリス市場での数量保証、ワインへの関税削減、カナダ製工業製品輸出への保護といった対応であった<sup>(42)</sup>。

ほぼ同時に、マクミランも ESC と EPC の検討結果をまとめた閣議覚書を提出し、閣議に対して、Plan G がイギリス経済にとって有益か否か、国内政治的に妥当か否か、コモンウェルスと合衆国の支持が得られるか否かといった点についての判断を要請していたが、同時に、進行中であ

るスエズ問題のために現時点で政府として全関心をこの問題にむけることは不可能であり、当面は、Plan G への原則的な支持とコモンウェルス諸国に対しての説明の許可を求めたいと述べていた<sup>(43)</sup>。

9月14日の閣議でヒューム覚書とマクミラン覚書を下に、議論がおこなわれた。まずソーニクロフトがPlan Gの必要性を説明し、現在、帝国特惠見直し要求がオーストラリアから出される一方で、大陸にはドイツに支配される強力な排他的経済ブロックが形成される危険があるが、Plan Gはこの状況をイギリスの、そしてコモンウェルスの利点に転じるために考案されたものであり、産業界も保守党からも支持は得られるであろうとされた。閣僚達からは、Plan Gに肯定的な意見として、他に長期的な経済的安定をもたらす代替選択肢はない、自由貿易地帯形成とその中でのリーダーシップの確保によってしかイギリスの大国としての地位の維持の確保は望めず、このままでは合衆国の影響下に“minor partner”として引き寄せられる、イギリスの地位の強化はコモンウェルスにとっても利益となる、といった主張がなされた<sup>(44)</sup>。

これらの見解に対して、8月のパトラーによる文書で指摘されていたものとはほぼ同様の問題点も閣僚達から指摘された。ドイツとの競争激化は国内産業に打撃を与え完全雇用を損ない労組を説得するのは容易ではないだろう、輸入増加に対応した輸出拡大をおこなう生産力増大は短期間には得られず国際収支が悪化する、それはスターリング残高保有国のポンドへの信頼を揺るがし“one world philosophy”からの逸脱につながる可能性がある、また収支悪化に対応するための政府介入の増加は党内の支持を得にくい、国内農業の生産規模の維持はできても将来の拡大ができなくなるのは農民からの反発を呼ぶだろう、これらはみな保守党への支持を損なう危険な要素であり、コモンウェルスに対して極めて慎重な打診をおこなってから判断すべきであるといった主張である<sup>(45)</sup>。

最も強く反対論を述べたのはヒュームであり、彼の主張は、カナダ、

## 論 説

オーストラリア、ニュージーランドはイギリスがヨーロッパに接近していると考えれば合衆国への接近を強めるであろう、イギリスの世界大国としての地位はコモンウェルスのリーダーとしての地位に依存しており、ヨーロッパに接近するのであればコモンウェルスとの関係強化が同時に求められる、そのためにはコモンウェルス農産物の市場拡大のための積極的提案が不可欠であり、それが提示されない限り彼としては判断は留保したい、というものであった。こうした主張に対しては、閣僚達から次のような指摘がなされた。確かにイギリスがヨーロッパのリーダーシップ獲得を意図して自由貿易地帯形成を目指していると認識されればコモンウェルス側から見ればイギリスとの関係の弱体化は避けられない、したがってこのリスクと Plan G のもたらす経済的利益の比較の上に採否を判断をすべきである、ヒュームが要求しているコモンウェルス向け補償のうち小麦購買量の補償と肉類への関税強化はオタワ協定内で実行可能だが、コモンウェルス向け果実市場の確保は困難である、といった議論である<sup>(46)</sup>。

最後に発言したマクミランは、賛否両論ともなお甲乙つけがたい、しかし OEEC 作業部会での自由貿易地帯構想の検討作業においていつまでもイギリスの姿勢を明示しなければ、それ自体が自由貿易地帯形成への消極的的回答と解釈される可能性がある、したがって遅くとも年末までには最終的決定が必要であろう、と述べるにとどまり、早期の決定を求めるソーニクロフトに比較してより慎重な姿勢を示していた<sup>(47)</sup>。

この段階でこれまでと比較して慎重な姿勢をマクミランが採用した背景には、夏以来進行中であったスエズ危機に対しての考慮があった。すでに8月28日、9月11日の閣議で首相イーデンは外交的解決よりも軍事的解決を採用すべきとの姿勢を示しており、閣内にはなお意見対立があったが、マクミラン個人も当初より軍事的解決を支持していた。しかし、その際の外貨備蓄状況に対する影響と合衆国およびコモンウェルス

諸国からの支持の必要性について大蔵省内からは強い警告が寄せられており、マクミランはその点を考慮して、Plan G のもたらす外貨状況への影響に敏感になっていたのである<sup>(48)</sup>。

結局、閣議は翌週さらなる議論をすることとし、その間、コモンウェルス蔵相会議での予備的な議論は承認し、蔵相提案の書簡をコモンウェルス諸国に送付することを決定した<sup>(49)</sup>。

9月18日閣議は再度 Plan G の検討をおこなった。まず発言したのは前回の閣議での検討を欠席していた植民相レノックス＝ボイドであった。彼は、植民地からの原材料輸入にはほとんど特恵が存在しないので、Plan G により現在の植民地からのイギリス市場への輸出にはほとんど影響はないと認めたが、メキシコ諸国の海外領土が共同市場に包含され、それを通じて自由貿易地帯にも参入した場合、将来の植民地からのイギリス向け工業製品輸出への保護が確保できるかどうか懸念され、長期的な植民地の産業化にとって問題となる可能性があると主張した。さらに、Plan G そのものについても、ヨーロッパでのリーダーシップ追求とコモンウェルスのリーダーシップの維持とは両立不可能だとは思わないが、成功の可能性は確実とは言えないであろうと警告した。バトラーも反対論を述べ、現状でも輸入は過大であり外貨備蓄への脅威となっているし、スエズに由来する不透明感もある、むしろ目指すべきはさらなる世界規模の貿易自由化であり、コモンウェルス諸国の反応に照らして再検討をおこなうまで Plan G 採否の決定をのぼすべきであると主張した。ヒュームの発言はこの閣議議事録には記録されていないが、コモンウェルス諸国との連帯の必要性を強く指摘し、慎重な判断を求める意見は、枢密院議長ソールズベリによって示された<sup>(50)</sup>。

これらの議論に対して、ソーニクロフトから改めて Plan G を擁護する主張がなされた。さらに、かつて 50 年代初めに欧州審議会を通じてヨーロッパ統合運動に積極に関与していた大法官キルマー (Lord Kil-

muir, the Lord Chancellor)も、ヨーロッパとの経済協力緊密化を支持する議論には説得力があり、合衆国に誤解さる危険、フランスの姿勢、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドの反応、一部国内産業からの反発、労組の反応などの難点もあり、保守党内でも不満の声が上がるだろうが、これらの反応を想定した上でなお Plan G を採用すべきである主張した。またエックルズも、Plan G そのものがポンドの地位を守ろうというイギリスの決意を示す最良の手段であり、関税や数量規制による保護では完全雇用は守れないと述べ、Plan G を支持した<sup>(51)</sup>。

マクミランは、イギリスの相対的経済的地位の低下は明らかであり、Plan G はそれを逆転する機会であると述べたが、同時に、現時点ではスエズ問題によりポンドへの信頼が揺らぎつつあり、この問題の帰趨が明らかになるまで数週間程度は Plan G 採否の決定は回避すべきであると今回も即時の意思決定にはこだわらない姿勢を示した<sup>(52)</sup>。

議事をまとめるにあたってイーデンは、オーストラリア、ニュージーランドはアメリカに接近しており、アジアのコモンウェルス諸国の政治的意図はイギリスと一致しない部分が多い、したがってコモンウェルスに基礎を置く経済力強化のための選択肢は存在せず、Plan G あるいは何らかの同種の政策を採用せざるを得ないと述べ、ヨーロッパとの関係強化を支持する姿勢をはじめて明確に示した。その上で彼は、9月10日に訪英したフランス首相モレとの会談の際に、モレが、かつてチャーチルが1940年に提案した英仏合同 (Anglo-French Union) 提案の再検討を求めたことを閣僚達に明らかにし、次回自らがフランスを訪問するまでに閣僚レベルでこの提案についての対応を決定する必要があると述べた。さらにイーデンは、英仏二国間の軍事、財政、経済面での緊密な協力に加えて、ベルギー、オランダ、スカンディナヴィアといったヨーロッパ諸国のコモンウェルス加盟の可能性も、緊急に閣僚達に検討させるべきであると提案した。結局、閣議は、コモンウェルス蔵相会議での Plan

Gを説明し協議をおこなうという前回の決定を再確認し、コモンウェルス諸国の反応を検討し、スエズ問題の行方を待ってから最終的決定をおこなうと合意するとともに、官僚達に首相提案の検討をおこなわせることを決定した<sup>(53)</sup>。

## 7

イーデンの英仏合同と大陸諸国のコモンウェルス加盟という提案は、スエズ危機による英仏接近の中で生まれた全くに唐突なものであり<sup>(54)</sup>、閣僚達もまた官僚達も大半が驚くとともに直ちに強い拒否反応を示した。

閣議決定にしたがい直ちに大蔵省、外務省そして官房長官ブルックにより英仏合同についての検討文書が作成されたが、いずれも極めて消極的な姿勢をあらわにするものであった。大蔵省はフランス経済に成長の可能性がない訳ではないが、現時点では破綻に近い状態であり、経済的には英仏合同によりイギリスは何ら恩恵を受けることなく背負いきれない負担を負うだけであると指摘した。外務省は、英仏合同はアメリカ、コモンウェルス、ヨーロッパいずれとの関係も損なうが、特にアメリカとの緊密な軍事的・諜報的關係を損ない、またドイツの西側陣営からの離反を招く危険もあると述べ、他のよりゆるやかな関係強化の手段を追求することを提言するものであった。ブルックは、コモンウェルスに明白な外国を加盟させるのは困難であり、アジアのコモンウェルス諸国の脱退の危険もあると述べていた。これらの文書は9月24日には閣僚と官僚達による臨時委員会で検討され、直ちに、「フランスのみとの有機的な協力関係」形成には利益はなく、「より広範な西ヨーロッパ諸国との協力関係という枠組みで検討すべきである」との結論が得られ、9月26日には閣議で了承された<sup>(55)</sup>。

9月27日パリでモレと会談したイーデンは、英仏合同提案について否定的な検討結果を伝えた。モレはフランスはまだ不可避的かつ不可逆的な共同市場形成へのコミットメントには留保的であると述べ、英仏協力と6ヵ国による統合との間で躊躇している姿勢を示した上で、イギリスのヨーロッパでのリーダーシップ発揮への期待は高く、個人的にはフランスのコモンウェルス加盟を希望していると繰り返した。これに対してイーデンは、9月末のコモンウェルス蔵相会議でイギリス政府は自由貿易地帯構想を提示する予定であり、コモンウェルスからの支持が得られれば計画はヨーロッパ諸国に対して提示されるであろうと述べ、当面はOEECの枠組みでの経済的協力を目指すべきであると述べた<sup>(56)</sup>。

帰国後イーデンは、10月初めに再度、臨時閣僚会議の席で、フランス、ベルギー、オランダ、ノルウェーといった国々との間で、Plan Gを補完する形で、コモンウェルス加盟も含めた何らかの形での政治的協力関係強化の可能性について検討することを要請した。10月以降も官僚レベルで検討は継続されたが、そこでも官僚達の議論はコモンウェルス加盟という極めて特殊かつ緊密な形での協力の提案には否定的なものであった<sup>(57)</sup>（詳細は後述第5章第4節参照）。

## 8

9月末以降、7月に発足したOEEC第17作業部会による共同市場と他のOEEC諸国の協力関係、特に自由貿易地帯形成の可能性についての検討作業の開始も本格化することになっており、9月初めにロンドンでマクミランおよびソーニクロフトとスパーク、OEEC事務総長セルジャンらとの間で会談が行われ、9月24日に第一回会合を開催し、12月31日にまでに報告書を閣僚理事会宛に提出するという日程が合意された。またOEECと欧州審議会の関係強化も考慮すべきであるという

点でも意見の一致が見られた。この会談の席でスパークは、6カ国間の交渉進行状況について、モレ政権は好意的姿勢を示しているがなお不可逆的決定には及び腰であり、例外的に事後の脱退を認める必要があるかもしれないし、社会政策の調和についてフランスの「面子をたてる」必要があるだろうと述べ、依然としてフランスが問題であることを指摘し、同時に57年のドイツ総選挙で統合への支持が減少する危険もあり、早期に共同市場形成合意を獲得する必要があると述べていた<sup>(58)</sup>。

OEEC第17作業部会は9月24・25日に第一回会合を開催したが、イギリス代表として参加したブレザートンは、同部会フランス代表クラピエ(Bernard Clappier、フランス大蔵省対外経済局長)から、スエズ問題によりフランス国民一般にはヨーロッパ統合への支持が高まっているが、10月8日に予定される6カ国外相会議でフランスは加盟の絶対条件として何らかの形での植民地の包含を求め、共同市場発足後最初の四年間で社会政策の調整が不十分であれば次の関税削減段階には進まないと述べるつもりである、イギリスの自由貿易地帯参加はドイツに対する重石を提供することになりフランス国民の不安をやわらげ共同市場成功の可能性を多いに高めるであろう、といった情報を受け取っていた<sup>(59)</sup>。また9月13・14日に開催されたイギリス＝スカンディナヴィア委員会(UNISCAN)で、デンマークからは自由貿易地帯からの農業の除外には反対する姿勢が示されていたが、スカンディナヴィア諸国は全体としては、OEEC作業部会での自由貿易地帯についてのイギリスの姿勢の早期明確化を期待し、イギリスの提示する路線を支持するという意向を示していた<sup>(60)</sup>。

こうして、スエズ危機が高まりながらも、イギリス政府内ではPlan Gについての閣僚レベルでの議論が進捗し、同時に大陸諸国からも自由貿易地帯という形でのイギリスのヨーロッパ経済協力への関与を期待する声が聞こえてくる中で、コモンウェルス蔵相会議で、Plan Gに関する他

国政府との間での初めての意見交換がおこなわれることになった<sup>(61)</sup>。

9月29日世界銀行総会終了後、ワシントンのカナダ政府公館で開催された会議には、イギリスからマクミランとソーニクロフトが参加し、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ、インド、パキスタン、セイロン、中央アフリカ連邦といったコモンウェルス諸国の蔵相もしくは駐米大使が参加した。

まずソーニクロフトから Plan G の骨子が説明され、統合の進むヨーロッパ市場から排除されればイギリスの経済力は低下し、コモンウェルスにとってのイギリス市場の価値も低下するという理由で、経済的見地からの自由貿易地帯形成の必要性が主張された。ソーニクロフトが強調したのは、コモンウェルスからの対英輸出の90%を占める農業製品が除外されることであり、さらにヨーロッパ市場の成長はコモンウェルス開発のための投資源ともなりうるという点も指摘された。カナダに関してはドル地域の対英・対ヨーロッパ貿易上の障害は関税ではなく数量規制であり、共同市場形成によりヨーロッパ全体の国際競争力が強化されれば、規制撤廃はより容易になると説明された<sup>(62)</sup>。

マクミランからは、Plan G の世界的な外交戦略上の意義が主に説明された。西ヨーロッパの分裂を回避し、ドイツを西側に拘束しながら同時にその優越的地位の獲得を抑制するには統合が不可避であり、その際にイギリスがそこに関与する方がコモンウェルスにとっても利益をもたらすと彼は指摘した。さらに、イギリスはこれまで同様、貿易自由化、対ドル地域差別の撤廃、交換性回復という“one world policy”にコミットしていることには変わりはなく、Plan G はこの目標実現を加速するためのものであるとも説明された。マクミランは、まだイギリス政府として最終的な態度を決定したものではなく、コモンウェルス諸国の同意が Plan G 採用の前提である点を強調したが、日程的に遅くとも年末までには正式な決定が必要であり、コモンウェルス諸国政府からの Plan G への公

式な見解を求めたいと要請した<sup>(63)</sup>。

この場でのコモンウェルス諸国側の反応は、充分に検討する時間的余裕がなかったという理由もあり、熱狂的な歓迎ではなかったが、おおむねイギリス側が予想していたよりは好意的なものであった。カナダは、Plan G の必要性については理解を示したが、その政治的意味についてなお検討したいと述べた。オーストラリア、ニュージーランド、中央アフリカ連邦の反応はみな好意的であった。南アフリカは原則として賛成するが、なお細部の検討が必要との姿勢を示した。インドとパキスタンは、自らの利益に反しない限りはヨーロッパ経済の強化には賛成するという姿勢であり、曖昧ではあったが決して批判的ではなかった<sup>(64)</sup>。

コモンウェルス蔵相会議終了後のプレス・リリースは、OECE 作業部会で検討中のメッシナ諸国と他の OECE 諸国の協力関係のあり方についても議論がおこなわれたとのみ言及するものであったが<sup>(65)</sup>、この時点で会議内容がメディアにリークされ、イギリス政府が農業を除く自由貿易地帯形成を真剣に検討しているとの報道が広くなされ、10月以降、自由貿易地帯構想はイギリス国内、国外で、ほぼ公然と議論されることになっていった<sup>(66)</sup>。

## 注

- (1) 第3章第7節参照。
- (2) 57年農業法については本章第2節注(2)参照。
- (3) T234/196, Initiative in Europe (Plan G), Correspondence and General Papers, (1 Aug. to 29 Aug. 1956), EP (56) 67, note by the Chancellor of the Exchequer, 1 Aug. 1956. Also in CAB134/1231.
- (4) T234/196, minutes of EP (56) 15th meeting, 1 Aug. 1956. Also in CAB134/1229. 当日は、マクミラン (委員長), ソーニクロフト, ヒースコート = エイモリ, エックルズ (David Eccles) (教育相), マクレオード (Iain Macleod) (労働兵役相) という EPC 通常構成員に加え、ヒューム, レディング (Lord

## 論 説

- Reading) (外務担当相), ロイド (Lord Lloyd) 植民地担当相も参加していた。
- (5) *ibid.*
  - (6) *ibid.*
  - (7) *ibid.*
  - (8) CAB128/30, CM57 (56) 7, 2 Aug. 1956, "Commercial Policy".
  - (9) PREM11/2136, Extract from Gen. 548/1st meeting, "Commercial Policy", 9 Aug. 1956.
  - (10) T234/196, Butler to Macmillan on the Plan G's political implications, "UK Commercial Policy", 9 Aug. 1956. 首相イーデンに対してマクミラン宛覚書を送付した際の添付書簡でバトラーは, Plan G についての決定はイギリスにとっても保守党にとっても「決定的に重要なもの」となると述べていたが, 首相秘書官ビショップ (F. A. Bishop, the Principle Private Secretary to the Prime Minister) はこの問題は複雑かつ重要であり, 早期に決定を下すべきではないとイーデンに提言していた。イーデンは特にコメントを残していない。PREM11/2136, Butler to Eden enclosing his note on Plan G to Macmillan, with a handwritten minute by Bishop for Eden, 9 Aug. 1956.
  - (11) T234/196, Butler to Macmillan, "UK Commercial Policy", 9 Aug. 1956.
  - (12) *ibid.* 当時進行中であった1957年農業法 (the Agriculture Act (1957)) はある程度の長期的な支援を保証することにより, 農業補助支出を安定化しようという試みであった。同法の下, 政府は年次生産者価格保証の見直しに際して単年度で (生産コストの変動を計算に入れた上で), 2.5%以上に相当する保証価格の引き下げをおこなわないことを約束していた。その見返りとして全国農民連盟 (the National Farmers' Union: NFU) は年次価格改定以外の緊急特別改定の要求を取り下げていた。Milward, *National Strategy*, p. 293.
  - (13) T234/196, Butler to Macmillan, "UK Commercial Policy", 9 Aug. 1956. これは Plan G 作成段階で次官代理ローワンを筆頭とする大蔵省海外金融局から発せられた懸念の声と同様の発想である (第3章第2節, 第4節参照)。
  - (14) 8月7日イングランド銀行総裁はマクミラン宛に書簡を送りヨーロッパでの経済イニシアチブをとる前にスターリング地域との関係を慎重に考慮することを求め, イギリスの財政状況が不安定な中でヨーロッパに接近することによりポンド政策の自由度が低下する可能性を警告していた。T234/196, The President of the Bank of England to the Chancellor of the Exchequer, 7 Aug. 1956.

- (15) Milward, *National Strategy*, p. 250.
- (16) T234/196, Butler to Macmillan, "UK Commercial Policy", 9 Aug. 1956.
- (17) *ibid.*
- (18) *ibid.*
- (19) T234/196, Macmillan to Eccles, 12 Aug. 1956. エックルズの7月の反対論は第3章注67参照。
- (20) T234/196, Thorneycroft to Butler, 23 Aug. 1956. (copies sent to Eden and other ministers).
- (21) CAB134/1231, E. P. (56) 68, memo. by Sir David Eccles (Minister of Education), "Plan G and the moment in British Policy", 23 Aug. 1956.
- (22) T234/196, minutes of a meeting of officials of Treasury, Board of Trade, Foreign Office, Commonwealth Relations Office, etc., at the Treasury, 2 Aug. 1956. T234/196, minute by Figures, 2 Aug. 1956. FO371/122032/(M611) 159, Wright to Henderson (HM Ambassador, Luxembourg) and other HM Ambassadors to OEEC countries, including the United States (also to the UK delegation to the OEEC), 3 Aug. 1956. 同内容の書簡がコモンウェルス関係省よりコモンウェルス駐在イギリス高等弁務官にも送付された。
- (23) T234/196, Ellis-Rees to Wright (FO), 11 Aug. 1956.
- (24) フランス以外のメッシナ諸国駐在大使館からの回答は以下のようなものであった；駐ドイツ大使館：Plan Gによるイギリスのヨーロッパへの関与増大は、政治的には西ヨーロッパの結束増大に、経済的にはドイツ製品にとっての市場拡大につながるので、歓迎されるであろう。またイギリスの主導によりスカンディナヴィアや他の6ヵ国以外のヨーロッパ諸国が参加することもドイツは歓迎するだろう。最も重要なこととしてイギリスの関与がメッシナ諸国内のフランスとイタリアという二つの高関税国への牽制要因となることもドイツ政府は歓迎するであろう (FO371/122033/187, R. Allen (Charge d'Affaires, Bonn Embassy) to Wright, 11 Aug. 1956.)。駐ベルギー大使館：スパークに対してイギリスはOEECを強化しメッシナ構想を弱体化させようとしているのではないということを理解させられれば、Plan Gは、フランスの統合への意思を強化し、ドイツへの「重石」を提供し、多くの経済的利益も提供するものとして歓迎されるだろう。これらの利益からベルギーは共同市場構想への修正もいとわないであろう、ただしイギリスに対してのさらなる統合への関与も期待されるであろう

(FO371/122033/192, G. Labouchere (Brussels) to Wright, 16 Aug. 1956.)。駐オランダ大使館：農業の除外にオランダ政府は大いに失望するであろうが、イギリスが新たな政策に踏み出したことへの歓迎が失望を上回るであろう。またオランダは自由貿易地帯を形成してしまえば農業の恒久的除外は困難であろうと推測するのではないか (FO371/122033/180, Paul Mason (UK Ambassador to The Hague Embassy) to Wright, 14 Aug. 1956.)。駐イタリア大使館：イタリア政府は歓迎するであろうが、農業の除外は反発を受けるであろう。イタリアの全輸出の25%が農業製品であり、対英輸出の35%が農業製品である。イタリアの全農業輸出の14%がイギリス向けである。少なくとも現在の対英農業輸出規模維持の保証は求められるであろう (FO371/122033/195, Keith Unwin (Rome) to Wright, 17 Aug. 1956.)。駐ルクセンブルク大使館：ルクセンブルク政府は Plan G を歓迎するであろう (FO371/122033/191, Landymore (Luxembourg) to Wright, 16 Aug. 1956.)。他の OEEC 諸国のうち、スカンディナヴィア諸国駐在大使からの回答は以下のようなものであった：駐ノルウェー大使館：ノルウェー政府は Plan G を歓迎するであろう。水産物の包含を求めるかもしれないが徹底的にこだわりはしないだろう (FO371/122033/188, Crawford (Oslo) to Wright, 18 Aug. 1956.)。駐スウェーデン大使館：スウェーデン政府は Plan G を歓迎するだろうがイギリスが真剣にその成功を意図していることを明示する必要があるだろう (FO371/122033/189, Sir R. Hankey (Stockholm) to Wright, 18 Aug. 1956.)。駐デンマーク大使館：農業除外にも関わらずデンマークは自国の軽工業の将来のためにも賛成するであろう。ある程度の農業面での譲歩は、豚肉やベーコンについて必要になるかもしれない (FO371/122033/196, Berthoud (Copenhagen) to Wright, 21 Aug. 1956.)。その他 OEEC 諸国では、駐スイス大使館：スイスは、自由貿易地帯が西ヨーロッパ規模のものであり、閉鎖的なブロック視されないものであり、自らの中立性が維持できる限りは賛成するであろう (FO371/122033/190, L. H. Lamb (Berne) to Wright, 15 Aug. 1956.)。駐オーストリア大使館：Plan G はおそらく歓迎されるであろう。農業除外も自国の農業保護政策に適しているので歓迎されるであろう (FO371/122033/197, Scott (Vienna) to Wright, 21 Aug. 1956.)、といった回答が得られていた。

(25) FO371/122033/194, Jebb (Paris) to Wright, 15 Aug. 1956.

(26) FO371/122033/199, UK High Commissioner, Australia, to the Commonwealth Relations Office, 17 Aug. 1956. ニュージーランドについては、既存の農業製品輸

- 出に影響がないことだけでなく将来的に農業製品も包含することがないことを  
 確実に示す必要があるとの回答が高等弁務官から寄せられていた：  
 FO371/122033/198, UK High Commissioner, New Zealand, to CRO, 17 Aug. 1956.
- (27) FO371/122033/179, Sir Roger Makins (Washington) to Wright (FO), 11 Aug.  
 1956.
- (28) CAB134/1238, ES (EI) (56) 1st meeting, 3 Aug. 1956. ES (EI)小委員会は、ク  
 ラークを委員長とし、大蔵省からはフランス、フィガースら、外務省からはライ  
 トら、商務省からはプレザートンらが参加し、それに加えて農水食料省、植民省、  
 コモンウェルス関係省、関税局、労働省、燃料動力省からも次官補級の官僚達が  
 参加し、イングランド銀行からも代表が参加していた。CAB134/1239, ES (EI)  
 (56) 1, 7 Aug. 1956. EI 作業部会の ES (EI)小委員会への改組にともない、EI 作  
 業部会文書は、EI (56) 14 (Final), EI (56) 16 (Revise), EI (56) 17 がそれぞれ  
 ES (EI) (56) 2, ES (EI) (56) 3, ES (EI) (56) 4 と改称された。CAB134/1239,  
 ES (EI) (56) 8, 7 Aug. 1956.
- (29) FO371/122033/200, FO minute by Hugh-Jones (Western Department) on  
 Plan G's political implications, 17 Aug. 1956.
- (30) AOC での外務省の姿勢については、第 1 章第 1 節、第 2 章第 1 節、第 3 章注(36)  
 参照。see also, CAB134/1373, AOC (56) 4th meeting, 9 May 1956. この文書作  
 成とほぼ同時期、8 月 9 日の AOC においても、外務省代表は、NATO の政治的  
 機能の拡大を提言していた。CAB134/1373, AOC (56) 5th meeting, 9 Aug. 1956.
- (31) Ellison, *Threatening Europe*, p. 79.
- (32) CAB134/1231, EP (56) 70, Supplementary report by officials, 31 Aug. 1956.
- (33) *ibid.*
- (34) *ibid.*
- (35) *ibid.*
- (36) *ibid.*
- (37) *ibid.*
- (38) CAB130/120, GEN 549 1st meeting (meeting of an ad hoc group of the ESC)  
 on 3 Sept. 1956. T234/197, EP (56) 75, note by the Chairman of the ESC (Sir  
 Bernard Gilbert) on certain important considerations to be born in mind when  
 deciding whether or not to go forward on the lines of the Plan G, 3 Sept. 1956.
- (39) PREM11/2136, Home to Macmillan covering a note on Plan G, 3 Sept. 1956. こ

## 論 説

の書簡はイーデン、バトラー、ロイド、ソーニクロフト、ヒースコート=エイモリ、レノックス=ポイドにも同報された。

- (40) PREM11/2136, Heathcoat-Amory to Butler, 3 Sept. 1956.
- (41) T234/101, EP (56) 16th meeting, 5 Sept. 1956. マクミランの日記にはこのEPCの内容は“excellent”であり、ヒューム以外の全閣僚、特に若手閣僚から熱烈な支持を受けたとしている。Harold Macmillan, (ed. by Peter Catterall), *The Macmillan Diaries: The Cabinet Years 1950-1957*(London: Macmillan, 2003), pp. 595-596.
- (42) CAB129/83, CP (56) 207, memo. by the Secretary of State for Commonwealth Relations, “Plan G and the Commonwealth”, 7 Sept. 1956. ヒュームの主張に対して大蔵省内ではクラークが、カナダを除くコモンウェルス諸国が実際にPlan Gで被る打撃はわずかでありカナダに対しては今後も対ドル地域貿易の自由化を継続することを強調すればよい、オーストラリアに関しては小麦と肉類についての貿易協定での合意が必要であろうと述べていた。T234/197, minute by Clarke 13 Sept. 1956. 外務省ではライトが、ヒュームは過度に危機感を抱いており、Plan G採用により過度の統合に巻き込まれる危険や農業面での譲歩を求められる危険はない、ヒュームが提示する肉類や果実に対しての追加的な農業保護政策は政治的には不可能であり、Plan Gのもたらす政治的利益を失わせるものであると述べていた。FO371/122034/M611/229, minute by Wright on Home to Macmillan, 4 Sept. 1956.
- (43) CAB129/83, CP (56) 208, memo. by the Chancellor of the Exchequer, “Plan G”, 11 Sept. 1956.
- (44) CAB128/30, CM65 (56) 2, 14 Sept. 1956, “Commercial Policy”.
- (45) *ibid.* 閣議議事録は具体的発言者名を記録していないが、内容からいっておそらくはバトラーによるものであろう。
- (46) *ibid.* ヒュームについては議事録にも発言者名が明記されている。
- (47) *ibid.*
- (48) Milward, *National Strategy*, p. 253. たとえば閣議前日の9月13日には、大蔵省経済担当相ボイル (Sir Edward Boyle, the Economic Secretary to the Treasury) が、マクミランに対して、Plan Gによりヨーロッパ向け貿易が増大すればドル獲得の機会が減少し、外貨状況を悪化させる危険があるという理由からの決定延期を要請していた。T234/104, memo. by Boyle for the Chancellor, 13 Sept. 1956.

- 事務次官ブリッジズからもマクミランに対して8月初めから9月初めにかけてスエズでの軍事行動が外貨状況に課す負担への強い警告が送られていた。T236/4188, Bridges to Macmillan, "Measures to Protect Sterling", 8 Aug. 1956, T236/4188, Treasury minute, 13 Aug. 1956, T236/4188, Bridges to Macmillan, 7 Sept. 1956. 9月10日のマクミランの日記にも、財政と経済状況は大変悪くアメリカの支援が必要であるとの記述があるし、9月14日にも大蔵省内に対立があるとしてボイルの警告が言及されている。Macmillan, *The Macmillan Diaries*, p. 596. 閣議でのスエズについての対立は、CAB128/30, CM54 (56), 27 July 1956, CM62 (56), 28 Aug. 1956, CM64 (56), 11 Sept. 1956. see also, A. Gorst and L. Johnman (eds), *The Suez Crisis* (London: Routledge, 1997), pp. 56-63, 70-71, 74-76, 80-81, p. 128. 結局、マクミランはスエズ開戦後アメリカがポンド支援停止の決定をしたとたん休戦支持派に転じることになる。Milward, *National Strategy*, p. 253.
- (49) CAB128/30, CM65 (56) 2, 14 Sept. 1956, "Commercial Policy". 閣議決定にしたがいコモンウェルス宛書簡は9月14日付けで発送された。FO371/122032/159, minute by Edden, 14 Sept. 1956. 書簡の内容は、T234/197, FO to Washington, 17 Sept. 1956.
- (50) CAB128/30, CM66 (56) 2, 18 Sept. 1956, "Commercial Policy".
- (51) *ibid.*
- (52) *ibid.*
- (53) *ibid.*
- (54) 9月17日に首相秘書官ビショップは、官房長官ブルックに対して、イーデンは14日閣議後、Plan Gについて検討したが、同時に前回のモレの訪英時の提言を受け、1940年のチャーチルの提案と同様の英仏合同提案にも真剣な関心を示していると述べている。また9月18日にビショップはイーデンに対して、Plan Gはリスクと危険は明らかであるがその利点が明確でなく、保守党支持者に売り込むことが困難である、しかしメッシナ諸国による統合の動きを傍観すればイギリスのヨーロッパでの経済的地位が打撃を受ける、1940年の英仏合同提案の再考というモレのオファーに代替案があるのではないかと直接提言しており、英仏合同案の閣議への提示はビショップの強い提言を受けてのものであると思われる。ビショップによれば、フランスとの「政治合同」("Political Union")という発想は支持されにくいであろうが、まず、フランスのコモンウェルス加盟、スター

リング地域参加を目指すべきであるとされていた。第一段階として英仏間の外貨備蓄共有をおこない、第二段階として、コモンウェルス内で政治統合には至らない特別な英仏二国間関係の構築を目指し、さらにはスカンディナヴィア諸国やベネルクス諸国もコモンウェルスに加盟させる、そこまでいけば最終的段階としての完全な英仏合同は不要であろうというのがビショップの提案であった。

PREM11/2136, F. A. Bishop to Sir Norman Brook, 17 Sept. 1956. PREM11/2136, Bishop to Eden, 18 Sept. 1956.

- 55) 閣議への答申を決定した臨時委員会の構成員はバトラー、ヒューム、住宅地方自治相サンズ (Duncan Sandys, Minister of Housing and Local Government)、外務担当相ナッティング、クラーク、外務次官補フッド (Lord Hood)。CAB130/122, GEN. 551/1, Union with France: Economic Considerations, memo. by Treasury, 22 Sept. 1956. CAB130/122, GEN. 551/2, Franco-British Union, memo. by the Foreign Office, 22 Sept. 1956. CAB130/122, GEN. 551/4, Anglo-French Union: Commonwealth Membership, memo. by the Cabinet Secretary, 20 Sept. 1956. CAB130/122, GEN. 551/1st meeting, 24 Sept. 1956. CAB128/30, CM67 (56) 6, 26 Sept. 1956, "Anglo-French Relations". Milward, *National Strategy*, pp. 254-256, p. 258. Ellison, *Threatening Europe*, p. 77. Kane, *Tilting to Europe*, pp. 74-76. ミルワードは、英仏合同は確かに「非現実的」であったが、そう判断された根拠の一つ、フランス経済が破綻に瀕しているという判断については、確かにフランスの対外債務は巨大であったが、当時フランス経済の成長率はイギリスのその二倍に達しており、それ自体「非現実的」なものであったと指摘している。Milward, *National Strategy*, p. 255.

- 56) PREM11/2136, minutes of meeting at the Hotel Matignon between Eden and Mollet on Anglo-French Collaboration, 27 Sept. 1956. Kane, *Tilting to Europe*, p. 76. G. Warner, 'Aspects of the Suez Crisis' in E. di Nolfo (ed.), *Power in Europe ?*, vol. II (Berlin: de Gruyter, 1992), pp. 43-66. ミルワードはこの時点でモレ政権は、共同市場条約を関税削減第一段階以上にコミットする用意はできておらず、英仏協力提案は、共同市場条約の交渉過程における他のメッシナ諸国に対する交渉上の地位強化の手段として意図していたのではないかと述べている。Milward, *National Strategy*, pp. 256-257.

- 57) PREM11/1352, GEN. 551/2nd meeting, 1 Oct. 1956. T234/101, GEN. 553/1st meeting, 4 Oct. 1956: meeting between Treasury, FO, CRO, CO and BT officials

- on Political Associations with Europe.
- (58) この会合にはスパーク、スノイ、セルジャンとマクミラン、ソーニクロフト、ローワン、クラーク、フィガース、プレザートンらが参加。FO371/122052/M615/48, record of a meeting of UK ministers and Spaak, 4 Sept. 1956. FO371/122052/M615/48, Lloyd (FO) to Boothby (Brussels) on the meeting of UK ministers and Spaak on 4 Sept. 1956, 11 Sept. 1956. FO371/122051/M615/46, OEEC, C/WP17/W (56) 1, 6 Sept. 1956.
- (59) FO371/122051/M615/46, FO to Chanceries abroad, on OEEC WP17's activity, 12 Oct. 1956. FO371/122052/M615/71, note of a meeting with Clappier by Bretherton, 26 Sept. 1956.
- (60) T234/197, FO to Copenhagen, 18 Sept. 1956.
- (61) カナダ政府に対してだけ、ワシントンへの途上オタワに立ち寄ったソーニクロフトおよび商務、大蔵官僚が9月27日に事前の説明をおこなっていた。T234/213, Note of a meeting between UK and Canadian officials at the Canadian Department of Trade and Commerce, Ottawa on 27 Sept. 1956. この場では Plan G の概要説明と質疑応答がなされ、カナダ側からの質問に答えて、フランスは海外領土包含を望むかもしれないし、フランスに対しては何らかの特別扱いが必要となるかもしれない、高関税諸国から低関税諸国への関税引き上げ要求があってもイギリスはそのような圧力には屈しない、交渉の過程でイギリス政府が当初の条件から妥協する可能性は低い、一年程度で交渉は完了するであろう、といった説明がなされていた。
- (62) T234/104, FM (W) (56) 2nd meeting, minutes of a meeting of Commonwealth Finance Ministers in Washington, 29 Sept. 1956.
- (63) *ibid.*
- (64) *ibid.* T234/198, minute by France, Macmillan's and Thorneycroft's talks with the Commonwealth Finance Ministers in Washington and Thorneycroft's meeting with Canadian Trade Minister in Ottawa, 2 Oct. 1956. 蔵相会議終了直後、コモンウェルス諸国財務官僚会議も開催され、官僚レベルでの Plan G の説明と質疑応答もなされた。ここでは主にローワンとオーストラリア代表との間で議論がなされたが、オーストラリア側は、農業除外を当初より明示すればオーストラリアからの支持は高まるであろう、ヨーロッパの強化はコモンウェルス諸国の強化にもつながるといった感想を述べていた。T234/104, FM (W) (O) (56) 1st

## 論 説

meeting, minutes of a meeting of Commonwealth financial officials in Washington, 29 Sept. 1956.

- (65) T234/104, FM (W) (56) 2nd meeting, minutes of a meeting of Commonwealth Finance Ministers in Washington, 29 Sept. 1956.
- (66) この会議内容のメディアへのリークが誰によってなされたものかはわからない。マクミランは10月2日の日記で、「報道機関はコモンウェルスとのワシントンでの会談について相当の情報を入手したようだ」と無関係であるかのごとくに述べている。Macmillan, *The Macmillan Diaries*, p. 606. しかし、エリソンによれば、世界銀行総会に同行していたイングランド銀行代表は、「閣僚達がプレスに対して自由に語った結果、大いにその筋の意向を受けたリーク」があったと述べている。BOE OV47/7, Sir George Bolton (Washington) to the Bank of England, Oct. 1956, quoted in Ellison, *Threatening Europe*, p. 80. 次章で見ると、その後の相当に強引な形での Plan G の対外的公表の仕方からいって、マクミランとソーニクロフトによる閣内の反対論を封じ込めるための既成事実化の意思が働いていたのであろうと推測するのが自然であろう。